

平成 28 年度 第 5 回 猿払村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 2 月 8 日 (水) 14 時 20 分から 15 時 05 分

2. 開催場所 猿払村役場 3 階 委員会室

3. 出席委員 (9 人)

委員	1 番	仲野委員
	2 番	木村委員
	3 番	森 委員
	4 番	宮尾委員
	5 番	大武委員
	6 番	丹治委員
	7 番	水野委員
	8 番	円丁委員
	9 番	港 委員

4. 欠席委員 (1 人)

会長	10 番	小尾会長
----	------	------

5. 議事日程

第 1 会期決定

第 2 会議録署名委員の指名について

第 3 事務報告

第 4 報告第 1 号 北海道指導農業士及び北海道農業士の認定について

第 5 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

第 6 議案第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告等について

第 7 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第 8 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見について

第 9 議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について

第 10 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について

第 11 その他

第 12 追加議案第 6 号 会長の辞任の同意について

6. 農業委員会事務局職員

事務局次長 浮中次長  
農地係長 林係長  
農地係 犬飼主事  
農地係 佐藤主事補

7. 会議の概要

浮中次長 それでは改めまして、ご苦勞様です。ただいまより平成28年度第5回農業委員会総会を開催します。本日、会長が一身上の都合により欠席されておりますので、職務代理者が代わりの進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

仲野代行 ただいまの出席委員数は9人です。定足数に達しておりますので、平成28年度第5回総会を開会いたします。日程に入る前に一言ですが、議事がたくさんありますので省略させていただきます。

日程第1、会期の決定について。会期は本日1日限りといたしますが、これにご異議ありませんか。

委員一同 ありません。

仲野代行 異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りといたします。日程第2、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第36条の規定により、2番木村健二委員、3番森哲也委員を指名いたします。

日程第3、事務報告。内容について事務局より説明いたします。

浮中次長 日程第3、事務報告をさせていただきます。期間につきましては、第4回農業委員会総会が開催された11月17日から本日までの間となります。

まず、11月17日。9名の委員出席のもと、平成28年度第4回猿払村農業委員会総会が開催されております。

続きまして、11月23日から11月24日。グリーンツアーインさるふつを本村を会場に開催いたしました。参加者につきましては、村内在住の男性5名と、大阪府、京都府、岐阜県から4名の女性が来られまして、事務局から5名出席。また、2日目には睦会のみなさんにも協力願いまして、パン作りを行うなど、有意義な交流を行うこと

ができたのではないかと感じております。

続きまして、12月13日から12月15日。第4回猿払村議会定例会が行われまして、小林局長が出席しております。

続きまして、12月15日。平成28年度農業者年金協議会代議員等研修会が稚内市で開催されまして、小尾会長、円丁委員、宮尾委員、事務局から、犬飼主事、佐藤主事補、私浮中が出席をしております。

続きまして、年明けの1月25日から1月26日。全道農業者年金研究会が札幌市で開催されまして、小尾会長、大武委員、水野委員、事務局から林係長が出席をしております。

続きまして、2月5日。グリーンツアーインさるふつが札幌市で開催されました。本村から男性5名が参加し、事務局から犬飼主事が同行しております。女性は7名が参加され、交流しまして2組がマッチングしたとの報告を受けております。事務報告としては以上でございます。

仲野代行 それでは次に日程第4、報告第1号。北海道指導農業士及び北海道農業士の認定についてを議題といたします。内容について事務局より説明します。

浮中次長 日程第4、報告第1号。北海道指導農業士及び北海道農業士の認定について。下記のとおり、北海道指導農業士及び北海道農業士に認定された旨の通知がありましたので、御報告いたします。平成29年2月8日提出、猿払村農業委員会会長小尾淳一。

内容につきましては、別添の附属資料の報告の中にもありますとおり、第2回の総会で推薦の同意をいただいております。北海道指導農業士に芦野地区の守谷さん、知来別地区の鈴木さん。農業士といたしまして、浅茅野台地地区の井上さん、丹治さん。これらにつきましては、附属資料報告第1号に添付してありますとおり、認定されましたことの報告でございます。以上です。

仲野代行 ただいまの件について質疑を受け賜ります。何かございませんか。

森委員 あの、一つ。これ農業士って誰が、どこが認定するんですか。

林係長 北海道知事です。

森委員 北海道知事ね。

仲野代行 よろしいですか。

森 委 員

はい。

仲 野 代 行

他にございませんか。質疑がなければ報告を終了いたします。

日程第5、報告第2号。農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを議題といたします。内容について、事務局より説明します。

浮 中 次 長

日程第5、報告第2号。農地法第18条第6項の規定による合意解約について。下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の提出がありましたので、御報告いたします。平成29年2月8日提出、猿払村農業委員会会長小尾淳一。

内容につきましては、譲渡人であります、〇〇〇〇。譲受人であります、〇〇〇〇さん。16筆になりますが、この部分につきましては、農地保有合理化事業で取得をし、賃貸借の契約を結んでおりましたが、後の議題にあります、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の利用集積計画にて、先にご説明させていただきますけれども、この度、〇〇〇〇と〇〇〇〇さんの農地保有合理化事業の買入の部分につきまして、譲受人を〇〇〇〇さんから〇〇〇〇に変更になったことから、今回、合意解約をして新たに会社と設定をするということによる申し出となっております。

続きまして、中段から下以降の25筆。譲渡人であります、〇〇〇〇。譲受人であります、〇〇〇〇さん。この部分につきましても同様に、後ほどの議題に出てきますが、もともとは賃貸借の契約を結んでおりましたが、譲受人を〇〇〇〇さんから〇〇〇〇に変更することになったことから、今回合意解約をして新たに会社と設定をするということによる申し出となっております。

続きまして、報告第2号の最後のページとなります中段の2筆。譲渡人であります、〇〇〇〇。譲受人であります、〇〇〇〇さん。この部分につきましても、後ほど議案第3号にてでてきますけれども、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの経営移譲に伴う分とのことで申請をされております。

続きまして、最後となりますが、譲渡人であります、〇〇〇〇さん。譲受人であります、〇〇〇〇。この部分につきましても同様に、後ほどの議案第5号に出てきますが、農業施設建設のため、今回合意解約をして、新たに農地を転用することによる申し出となっております。附属資料の報告の見出しがついております部分にて、資料等付けておりますのでご参考にしていただきたいと思います。以上です。

- 仲野代行 ただいまの件について質疑を受け賜ります。何かございませんか。
- 森委員 一ついいですか。〇〇〇〇さんの案件は〇〇〇〇の方から〇〇〇〇さんへの売買になるんですか。
- 林係長 〇〇〇〇の所有地を〇〇〇〇さんに賃貸借していたんですけども、この度〇〇〇〇さんに経営移譲されるということで、〇〇〇〇さんとの賃貸の契約を一旦解消して、土地はまた使い続けるということです。後の議案第3号も出てくるということになっています。
- 森委員 わかりました。それは〇〇〇〇さんのところも同じような考え方ですよね。
- 林係長 はい。
- 森委員 売買ということではないと。わかりました。
- 仲野代行 他にございませんか。質問がないようですので、報告を終了いたします。  
ここで事務局より追加議案の提出がありますので、そちらをやりたいと思いますがよろしいですか。
- 委員一同 はい。
- 仲野代行 事務局より日程第12、議案第6号の追加議案、会長職辞任願の同意についての提案がありましたので、先にこの議案を議題とすることにご異議ございませんか。
- 委員一同 異議なし。
- 仲野代行 異議なしの声がありましたので、それでは追加議案、会長職辞任願の同意についてを議題といたします。内容について事務局より説明をいたします。
- 浮中次長 日程第12、議案第6号。会長の辞任について。下記の者、猿払村農業委員会会長の辞任について、旧農業委員会等に関する法律第16条の規定により、農業委員会の同意を求める。住所、猿払村豊里3200番地2。氏名、小尾淳一。生年月日、昭和28年4月10日。平成29年2月8日、猿払村農業委員会会長小尾淳一。

内容につきましては、本日冒頭でご本人また皆様のお話し合いの中であつたところでございますけれども、辞任にあたりまして、正式に農業委員会の議案案件として審議することが義務付けられておりますので、会長の辞任についてということで届出が上がってきております。今回の総会にて、皆さんの同意を求めるという内容でございます。以上です。

仲野代行 今説明がありましたけれども、先ほど話し合いをしていますので、ご異議ございませんね。

委員一同 はい。

仲野代行 異議なしと認めます。よって日程第12、議案第6号。会長職辞任願の同意についてを原案どおり可決決定いたします。

日程第6、議案第1号。農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてを議題といたします。この件につきましては、私が議事参与の制限に該当いたしますので退席いたしますが、本案件に限り新たな議長を選出する必要があります。議長については、2番木村委員に議長の代理をお願いしたいと思っておりますがご異議ございませんか。

委員一同 はい。

仲野代行 異議なしと認めます。それでは議長を木村委員をお願いいたします。

木村委員 それでは、内容について事務局より説明をお願いします。

浮中次長 日程第6、議案第1号。農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について。下記のとおり農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告がありましたので、御審議願います。平成29年2月8日提出、猿払村農業委員会会長小尾淳一。下記のとおり、4つの法人から決算等の報告書が出されておりますので、若干の時間、皆さんに資料を見ていただいた後、御意見等をいただければと思います。今、回しますので少しお待ちください。

木村委員 それではただいまの件について御質問を賜ります。

委員一同 ありません。